

労働組合の労働組合の組織を維持するに必要とする

当工場は去る工前を前創立。大公平船機を起した中、本工場
争議に類するものを見ることが、偶々昨年夏川改修工
事を行なうに際し、本工場側を法外に居る。工場周囲に
柵を除去するに居るを、前記労働組合の関係者から自由
工場内に侵入し、組合を工廠を勧誘。本工場労働組合の組織
を危うくするに居ると思ふが、

争議發生の要因

職三例は、本年十二月退職手当制度制定方針に依り、本工場の嘆願し居るが
会社側は考慮中の故に、此の何事も回答を要せず、遂に本年三月十三日退職
手当制度制定方針の嘆願書提出、要す。持退改善に用いる要否書提出
結果、より要否書に依るが、本協同会労働課長橋本能保氏